

# 滋賀県で宿泊事業(民泊)を営もうとされる方へ

## 1. 民泊制度ポータルサイト(観光庁)

【URL】<http://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/>

※「民泊制度」、「民泊ポータル」などで検索してください

## 2. 民泊制度コールセンター

【電話番号】0570-041-389 (ヨイミパク)

※全国共通ナビダイヤル(通話料は発信者負担)

滋賀県では、宿泊事業(民泊)を営もうとする場合、次のいずれかの手続きが必要です。  
(※宿泊料を徴収しない場合を除きます。)

### 旅館業法に基づく許可

旅館・ホテル、簡易宿所

- 保健所での許可が必要
- 営業日数の上限なし(季節的簡易宿所を除く。)
- **住居専用地域での営業は不可**

(旅館業法に係る照会先)

草津保健所	〒525-8525 草津市草津三丁目14-75	TEL 077-562-3549
甲賀保健所	〒528-8511 甲賀市水口町水口6200	TEL 0748-63-6149
東近江保健所	〒527-0023 東近江市八日市緑町8-22	TEL 0748-22-1266
彦根保健所	〒522-0039 彦根市和田町41	TEL 0749-21-0284
長浜保健所	〒526-0033 長浜市平方町1152-2	TEL 0749-65-6664
高島保健所	〒520-1621 高島市今津町今津448-45	TEL 0740-22-3552
大津市保健所	〒520-0047 大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津1階	TEL 077-522-7372

H30.6.15法施行

### 住宅宿泊事業法に基づく届出

家主居住型、家主不在型 (**住宅宿泊管理業者への委託が必要**)

- 県観光振興局への届出が必要
- **営業日数の上限は年間180日(泊)**  
(条例により、草津市野路東3丁目、4丁目および5丁目では住宅宿泊事業を行うことのできる期間が制限されます。)
- **住居専用地域での営業が可能**

(住宅宿泊事業法に係る照会先)

滋賀県観光振興局	〒520-8577 大津市京町四丁目1-1(県庁東館4階)	TEL 077-528-3741
----------	-------------------------------	------------------